

## 幼保連携型認定こども園認可等審議部会運営規則

## (目的)

第1条 幼保連携型認定こども園の認可等について必要な事項を審議することを目的として、幼保連携型認定こども園認可等審議部会（以下、「部会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 部会は、次の事項を所掌する。

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下、「認定こども園法」という。）第21条第1項に定められた、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止に伴う認可に関する事項
- 二 認定こども園法第21条第1項に定められた、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
- 三 認定こども園法第22条第1項に定められた、幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

## (部会)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員及び専門委員（以下、「委員」という。）に通知するものとする。
- 3 部会長は部会の議長として議事を整理する。
- 4 部会は部会に属する委員及び専門委員（以下、「部会委員」という。）の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## (委員の除斥)

第4条 審議を行う特定の事項と利害関係にある部会委員は、その事項に関する審議に関与することはできない。

## (会議の公開等)

第5条 部会は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、部会を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## (議事録)

第6条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 部会の日時及び場所
  - 二 出席した委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

## (附則)

この規則は、平成27年3月23日から施行する。